

第 1 2 回

総会議事録

日 時 令和 6 年 5 月 1 3 日 (月) 午後 1 時 3 0 分
場 所 山形市庁舎 1 0 階 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和5年7月20日現在

出欠	議席	氏 名	役 職 等
出	1	長澤 弘	
出	2	金子 祐一	運営委員
欠	3	丹野 菊男	第3ブロック長
出	4	今野 智夫	運営委員
出	5	阿部 芳徳	第2ブロック長
出	6	富田 理恵子	編集委員
出	7	井上 敏嗣	運営委員
出	8	伊藤 博良	第1ブロック長
出	9	森田 誠一	編集委員
出	10	安達 良一	農政委員会委員長
出	11	日下部 洋一	
出	12	推名 俊明	農政委員会副委員長 編集委員
出	13	安孫子 忠善	
出	14	後藤 英治	
出	15	遠藤 紀江	編集委員会副委員長
出	16	川村 栄介	
出	17	鎗水 豊	
出	18	佐藤 清	
出	19	熊谷 智博	第4ブロック長
出	20	石川 富夫	運営委員
出	21	小松 武	編集委員
出	22	丹野 長利	
出	23	丸子 宏	会長職務代理者 編集委員会委員長
出	24	高橋 徳郎	会長

第12回総会（定例）

日 時：令和6年5月13日（月）

午後1時30分から

場 所：山形市役所 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

第 1 2 回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議第 44 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議第 46 号 農用地利用集積計画について

議第 47 号 令和 6 年度畑地化促進事業の申請に係る協議について

5 報 告

(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について

(2) 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

(3) 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

(4) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の受理について

(5) 農地改良届出書の受理について

(6) 農地改良完了報告書の受理について

(7) 農地法第 4 条の規定による許可申請について

(8) 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(9) 非農地証明の交付について

6 連絡事項

- (1) 次回の総会（定例）について 令和6年6月13日（木）
- (2) 次回の委員調査について 令和6年6月11日（火）

7 その他

- (1) 令和5年度 推進委員等の最適化活動の点検・評価について

8 閉 会

第 1 2 回総会議事録

(令和 6 年 5 月 1 3 日 (月) 市庁舎 1 0 階 委員会開催室)

出席委員 2 3 名

欠席委員 1 名

開 会 午後 1 時 3 0 分

事 務 局	(定足数報告) 本日は、3 番丹野菊男委員から欠席の連絡を受けております。 在任委員数 24 名中、出席委員数 23 名、欠席委員数 1 名であり、総会は成立しております。 本日の傍聴人はおりません。 (出席推進委員の紹介) 第 1 ブロック：清水利光推進委員、第 2 ブロック：高橋國彦推進委員、第 3 ブロック：野口明宏推進委員が出席しています。 議長より開会及び挨拶をお願いします。
議 長	(開会及び挨拶)
議 長	議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、議事録署名委員については、17 番鎌水豊委員、19 番熊谷智博委員にお願いし、書記に岩田係長を任命します。議事に入ります。 議第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。なお、議案中、20 番石川富夫委員、23 番丸子宏委員に関する案件がありますので、両委員については、議事の参与はできません。
事 務 局	6 号について、取下げの申出があったため、審議案件は 1 号から 27 号までの 26 件で、農地の所在、申請人、申請事由等については、記載の通りです。 1 号は、南山形地区、借入地の受贈による所有権移転で、ジャガイモ、トマトなど蔬菜を栽培の予定です。 2 号は、大郷地区、隣接地の買受による所有権移転で、水稻栽培の予定です。 3 号、4 号は、関連案件のため一括して説明します。 3 号、4 号は南山形地区、作業の効率化を目的とした農地の交換による所有権の移転で、それぞれ引き続き水稻栽培の予定です。 5 号は、本沢地区、隣接地の買受による所有権移転で、蔬菜を栽培する予定です。

	7号は、楯山地区、経営移譲のための使用貸借による権利の設定で、ブドウを栽培の予定です。 8号、12号、13号については、関連案件のため一括して説明します。 8号、12号、13号は本沢地区、すべて同一借人による経営拡張のための賃借権の設定です。委員調査を実施しております。 9号は、飯塚地区、新規就農のための賃借権の設定です。委員調査を実施しております。 10、11号は関連案件のため一括して説明します。 10号、11号は、本沢地区、同一借人による経営拡張のための賃借権設定です。委員調査を実施しております。 14号は、大郷地区、新規就農のための賃借権の設定です。委員調査を実施しております。 15号は、千歳地区、新規就農のための賃借権の設定です。委員調査を実施しております。 16号は、本沢地区、市外法人による経営拡張のための賃借権の設定です。委員調査を実施しております。 17号は、千歳地区、新規就農のための賃借権の設定です。委員調査を実施しております。 18号から20号は関連案件のため一括して説明します。 18号、19号、20号は、蔵王地区、同一認定新規就農者による経営拡張のための賃借権設定です。委員調査を実施しております。 21号、22号は関連案件のため一括して説明します。 21号、22号は、飯塚地区、同一認定新規就農者による経営拡張のための賃借権設定です。委員調査を実施しております。 23号、24号は関連案件のため一括して説明します。 23号、24号は、飯塚地区、同一借人による新規就農のための賃借権設定です。委員調査を実施しております。 25号は、千歳地区、新規就農のための賃借権設定です。委員調査を実施しております。 26号は、南沼原地区、新規就農のための賃借権設定です。委員調査を実施しております。 27号は、南沼原地区、新規就農のための賃借権設定です。委員調査を実施しております。 以上26件につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	調査委員の報告をお願いします。 8号、12号及び13号について、11番日下部委員から報告をお願いします。
日 下 部 委 員	申請人及び内容は記載の通りです。借人は令和5年に認定新規就農者になっており、今年で2年目です。現在は畑■■■■m²、樹園地■■■■m²を営農しています。畑では青菜を作っており、樹園地ではブドウを作っているということです。8号は今野委員が作っていた場

	所で今年から借りるということです。12号、13号はシャインマスカット団地です。賃借料は、8号が10a当たり■■■■円、12号・13号は10a当たり■■■■円です。今までは■■■■から年間90日くらい、忙しいときに手伝ってもらっており、その他に臨時雇いとして延べ10名程の人に手伝いをしてもらっていました。今回はブドウの成木を栽培していくということです。借人は本当に頑張っており、やる気十分な方です。調査の結果、許可相当と判断しました。よろしくお願いいたします。
議長	次に9号について、9番森田委員から報告をお願いします。
森田委員	申請地は議案書記載の通りです。申請事由は新規就農のための賃借権の設定です。借人の農業従事日数は270日、今年7月に認定新規就農者に認定予定の方です。農地の使用目的はミニトマト、なす、かぼちゃなどの野菜の栽培です。農業機械は動力噴霧器、草刈り機、エンジンポンプを所有しています。今後、トラクターを支援金と借入金で取得予定です。農機具等の保管場所は、貸人の所有する堆肥置き場の一角を借りるとのことです。借人が独立就農に当たり、農地を探していたところ、推名委員の紹介で申請に至っております。契約期間は10年、賃借料は2,342㎡で総額■■■■円です。通作距離は車で10分です。借人は、令和5年より■■■■で2年間、独立就農者育成研修事業を受ける予定でしたが、ハウス栽培も行いたいことから、1年繰り上げて、今回の申請に至っています。申請地の他に近隣のハウス2棟も推名委員の紹介で借り受ける話が進められています。前の研修先であった■■■■の方の指導を引き続き受けるということです。出荷先は農協の直売所を予定しています。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	次に10号、11号について、8番伊藤委員から報告をお願いします。
伊藤委員	関連案件のため一括して報告します。申請人、所在等は議案書記載の通りです。借人の職業は■■■■です。世帯の状況は■■■■であり、農業従事日数は■■■■が300日、■■■■が250日、■■■■は150日となっています。農地の使用目的はシャインマスカットの栽培です。現在の営農状況は田■■■■㎡。樹園地は■■■■㎡となっています。農業機械の所有状況は、トラクター2台、田植機、コンバイン、乾燥機が各1台です。賃借料は10a当たり■■■■円、総額■■■■円です。通作距離は自宅から11.1km、車で20分です。申請地は、JA山形のシャインマスカット団地の一角であり、シャインマスカットを営農中の前耕作者がやめるにあたり、次の耕作希望者をJA山形で募集したところ、借人から応募があったということです。借人は2月まで、■■■■で営農指導をしており、申請地で指導していたということです。農機具は実家で所有しているものがあり、また、シャインマスカット団地の共同利

	用農機具を利用する予定です。土地改良区の水路を使用し、出荷は農協を通じて行う予定です。調査の結果、許可相当と判断した次第です。ご審議よろしく申し上げます。
議長 日下部委員	次に 14 号について、11 番日下部委員から報告をお願いします。 申請人及び内容は記載の通りです。借人は申請地を借りて新規就農する予定です。■■■■のハウスの一部を借りるということで、現在はイチゴが植えられていますが、6 月末頃にミニトマトを植えるということでした。賃借料は総額■■■■円です。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。
議長 森田委員	次に 15 号について、9 番森田委員 から報告をお願いします。 申請地は議案書記載の通りであり、新規就農のための賃借権の設定です。借人の農業従事日数は 210 日で、職業は■■■■です。後継者はありません。これまで市民農園で 6 年間の農作業の経験があります。農地の使用目的は、自家消費用の枝豆、じゃがいも、サツマイモ、大根、人参などの蔬菜の栽培です。農作業は鍬、草刈り鎌等を使って手作業で行い、今後、軽トラックを所有するとのこと。貸人は借人に自作地の一部を貸し付けるほか、営農指導も担ってもらうことになっております。契約期間は 10 年、賃借料は畑 80 m²で総額■■■■円です。通作距離は車で 6 分です。調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。
議長 伊藤委員	次に 16 号について、8 番伊藤委員から報告をお願いします。 申請人、申請内容は議案書記載の通りです。経営拡張による賃借権設定です。借人は、令和 2 年 5 月以降複数回、農地法第 3 条の許可申請を行っており、明治地区、本沢地区、南山形地区で農地を賃借しております。使用目的はサクランボの栽培です。現在、樹園地■■■■m²を営農しており、寒河江市、東根市でもぶどう、サクランボ、桃、ラ・フランス等を栽培しているということです。農業機械の所有状況は、トラクター 1 台、乗用モア 5 台、スピードスプレーヤー 4 台、1.5 t のトラック 1 台です。賃借料は 10a 当たり■■■■円で総額■■■■円です。通作距離は 19.8 km、車で 30 分、申請地は営農中であり現在サクランボの成木があります。土地は荒れておらず、すぐに収穫できる状態でした。また山形市内に、今のところ 5 ヶ所農地があるのですが、明治地区のサクランボが少し枯れているのが多いということで、それをどうするかと聞いたところ、■■■■の申請を行って、■■■■次第伐採して新しいサクランボを植えるということです。園地も綺麗で、何も問題なかったと思います。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議 長	次に 17 号について、9 番森田委員から報告をお願いします。
森 田 委 員	申請地は議案書記載の通りです。申請事由は新規就農のための賃借権の設定です。借人の農業従事日数は 150 日で、職業は[]です。世帯状況は[]の 2 名です。農地の使用目的はとうもろこし、ナス、かぼちゃなどの蔬菜の栽培です。農業機械の所有状況については耕運機 1 台であり、軽トラックは[]の実家から、また管理機は貸人から借りるとのことです。借人が農地を探していたところを佐藤清委員の紹介で申請に至っております。契約期間は 10 年、賃借料は 500 m²で総額 []円です。通作距離は車で 5 分です。借人はこれまで []町の []の畑で 15 年ほど営農をしてきております。営農指導者は、実家の両親であり、農機具等は実家に保管するとのことです。出荷先は J A 山形の直売所及び []にもなっております。これまで、年間総額 []円くらいの所得があったそうです。今後の経営拡大の予定は考えていないそうです。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。
議 長	次に 18 号、19 号及び 20 号について、11 番日下部委員から報告をお願いします。
日 下 部 委 員	申請人及び内容は記載の通りです。借人は令和 3 年に認定新規就農者になり、現在 4 年目になります。現在の営農面積は []m²で、ブドウとサクランボを作っています。さらに事業を拡大したいということで、現在作っているところの周辺の農地の方にお話したところ、今回の 18 号、19 号、20 号の申請となりました。ブドウをメインに作っていきたいということでした。今回借りる予定の農地にはパイプハウスなどがある程度準備されており、ブドウの苗木も、それぞれに植えられていましたけれども、植えたばかりで、まだ 1 m 程度で、収穫できるのはあと何年か先という感じでした。[]も定年になっていてフルに働いてもらえるということです。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。
議 長	次に 21 号、22 号について、11 番日下部委員から報告をお願いします。
日 下 部 委 員	借人は令和 4 年に認定新規就農者になっています。本人の他、常時 3 名を雇用しており、忙しいときには臨時に何人か手伝いをお願いする予定です。現在の営農面積は田が []m²、畑 []m²であり、畑ではブロッコリーやホウレンソウなど植えています。今回の申請地はきゅうり団地です。キュウ리를栽培している中で、畑の方に手をかける時間がないということではちょっと困るので、しっかり管理してくださいと話をしてきました。賃借料 10 a 当たり []

	円、総額は 円です。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。
議長	次に 23 号、24 号について 8 番伊藤委員から報告をお願いします。
伊藤委員	申請地、権利の種類、借人は議案書記載の通りです。借人の農業従事日数は 270 日です。職業は で、世帯状況は の 2 名です。農地の使用目的はキュウリの作付けであり、現在の営農面積については新規就農のためゼロです。農業機械はきゅうり団地の共用農機具を利用します。賃借料は 10 a 当たり 円で総額 円です。通作距離は自宅から 7 km、車で 15 分です。この場所は先ほど日下部委員から調査報告があった 21 号、22 号の隣のハウスです。これまでは借人の がハウス 4 棟を借り受けて作付けしていましたが、借受け終了に当たるため、今回は借人が新規就農により と 2 人でハウス 6 棟を借りて作付けすることでした。現地も見てきたのですが上手に作っていました。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。
議長	次に 25 号について、9 番森田委員から報告をお願いします。
森田委員	申請地、権利の種類などは議案書記載の通りです。借人の農業従事日数は 240 日で、職業は です。 を営んでいます。世帯状況は 2 名です。農地の使用目的は植木の栽培であり、花き栽培をはじめ、造園用に山形県内に自生する雑木類を栽培する予定とのことです。農業機械の所有状況は軽トラック、動力噴霧器、草刈り機各 1 台であり、ウッドチップの導入も予定しているとのことです。保管場所は自宅です。申請地は休耕畑であり、借人からの要望により申請に至っております。契約期間は 10 年で、賃貸料は畑 677 m² で総額 円です。通作距離は車で 15 分です。当初、非固定式の金属窯を使い、農業で発生した伐採枝を燃やして炭を作る作業を当該地の一部で行う予定でしたが、廃棄物処理の規制に抵触する可能性があることから、取りやめることになりました。植木の仮置き場などにならないよう、必ず肥培管理を行って耕作するよう、また、栽培して大きくなった植木が、周辺農地に悪影響を及ぼさないように管理を徹底することを強く話をしました。賃借終了後は、農地を現状回復してから返却することを申し添えています。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。
議長	次に 26 号について、9 番森田委員から報告をお願いします。
森田委員	申請地、権利の種類などは議案書記載の通りです。借人の農業従事日数は 300 日、職業は です。世帯状況は の 2 名であり、 です。目的はキュウリの栽培です。農業機

	械は動力噴霧器を所有しており、トラクター、管理機はきゅうり団地の共用農機具を借りるとのことです。申請地は、J A山形の管理するきゅうり団地であり、耕作者の変更による申請です。契約期間は10年、賃借料は1,488㎡で総額■■■■円です。通作距離は車で20分です。借人は2年間、きゅうり団地で農作業の従事経験があります。前耕作者の借り受け終了に当たり、申請に至っております。営農指導は県の農業技術普及課及び■■■■から受けます。J A山形の正組合員で出荷はJ Aで行います。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	次に27号について、8番 伊藤 委員から報告をお願いします。
伊 藤 委 員	申請地、権利の種類などは議案書記載の通りです。賃借権の設定期間は10年です。借人の農業従事数は300日、職業は農業で、世帯状況は■■■■4人であり農業後継者はいません。農地の使用目的はキュウリの作付けであり、農業機械はきゅうり団地の共用農機具であるトラクター、管理機を借ります。賃借料は10a当たり■■■■円で、総額は■■■■円、通作距離は自宅から4.6km、車で12分ということです。26号と同じ場所で棟が違うということです。前耕作者の借り受け終了に当たり、J A山形で耕作者の募集を行ったところ応募があったため、今回の申請となりました。借人は現在きゅうり団地で営農技能を習得中ということです。仕事を辞める前は■■■■であり、指導員からの指導を受けながら頑張るということです。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
熊 谷 委 員	今回はきゅうり団地の借受け終了に伴う申請が多いようですが、契約年数は決まっているのですか。また、これだけの人がやめる理由は何ですか。
鎗 水 委 員	きゅうり団地の契約年数は決まっています。きゅうり団地は、それで生活できるように農家を育てるための場所であり、契約期間を過ぎると返却するのが基本となります。再契約もおそらくできると思うのですが、形式的にはそのようになっています。
川 村 委 員	25号について、植木の栽培とのことだが、盆栽用の植木を栽培するのか、それとも成木として根がかりするような植木なのかお聞きしたい。
森 田 委 員	カエデやコナラ、アオダモなど、山形県内にも自生しているようなのですが、それらの苗木で、学校関係に卸していきたいということでした。

小 松 委 員	18号、19号、20号の件ですが、借人は私が1期目の時の委員調査で行ったときに新規就農で参入された方なのですが、その時はちょっと大変なところもあるかもしれないが頑張りたいということでした。以前にも経営拡張で申請が出てきたことはあったのですが、現在のところ、順調にいつているのかどうかお聞かせいただきたいと思います。
日 下 部 委 員	■■■■から手伝ってもらって、頑張って経営拡張しようということでの申請です。ちょっと大変だろうなという感じはするのですが、農業をやっているという気持ちは十分あると感じました。■■■■が積極的なところがあり、■■■■からアドバイスを受けてやっていけるのではないかと感じました。
小 松 委 員	■■■■が元普及員の方だったと思うので一緒にやっていただいているのであれば大丈夫だと思うので、近隣の方々からも指導を受けながらやっていただければと思います。
今 野 委 員	16号の借人について、サクランボなど■■■■の面積を栽培し、寒河江市を中心にしながら山形市にも進出しているということですが、会社組織はどのようになっているのですか。
伊 藤 委 員	社長を含めて従業員は7名と聞いています。耕作しているところは平場で、機械が入るところしか借りていないということです。現地にいったら乗用モアがあって、3台ぐらいで一気に刈って回っているそうです。今回調査に行ったところの隣でもハウスを2棟借りているのですけれども綺麗にしております。
今 野 委 員	山形市を担当する責任者はいるのですか。
伊 藤 委 員	今回、社長の代わりに委員調査に来た方が、山形市担当であると聞いております。
今 野 委 員	寒河江市の大きい会社のようなのですが、その会社のことを我々も知っておかなければならないのではないかと思います。10町歩の面積を耕作している会社で、山形市の方にも進出しているということで、またいろいろところで話が出てくると思います。その辺は事務局で分かりますか。
事 務 局	委員調査の際に担当者に質問させていただき聞き取りした内容になりますが、まず、先ほど伊藤委員からお話があったような、従業員の体制であり、正職員については今のところ増員の計画はないということです。ただし、繁忙期等には臨時職員を増やしながら、作業をこなせるような形で考えていらっしゃるということです。園地

	の管理等につきましても、草刈等、日常的な管理については、従業員一体となって、ルートのような形で回りながら、みんなで1つの農地を総がかりでこなしていくという方法で行っています。みんなでA農地を行ったら、次は隣のB農地を行い、次にC農地に行くという計画になっているようです。
鏈 水 委 員	関連で事務局にお聞きしたいのですが、例えば申請者が法人の場合、決算書を提出させることはできないのですか。
事 務 局	今回申請のあった法人については、農地所有適格法人になっており、年に1回、事業の終了後に報告をもらっています。その中で、適格法人の要件等を損なうようなことになっていないかの確認をしています。もし損なうことになった場合には、所有している農地の返還などといった話に繋がってくることになります。
鏈 水 委 員	あくまで自主申告というか、決算書など証明になるものではないわけですね。今後このような企業がいっぱい出てくることになると思います。やはり決算書を見ないとある程度把握ができないのかなと思います。
事 務 局	農地所有適格法人になると、年に1度、決算などの書類をいただいて事務局で確認をしています。決算書についてはこちらの様式があり、それに記入してもらうことで、売上がどのくらいだったのか、従業員が何人いて、どのくらい従事したかというところは確認できます。出された書類については、内容に不備等がないか、現場の写真などと併せて確認しており、今後もこのような形で指導して参りたいと思います。また、農業委員も近隣の農地を見ていただき、もし管理が行き届いていないところがあるなどという情報がありましたらお知らせいただければと思いますので、今後ともよろしくお願いします。
議 長	ほかにありませんか。無いようですので出席推進委員の方々から意見をいただきたいと思います。清水推進委員お願いします。
清 水 推 進 委 員	今回は新規就農者がたくさんいらっしゃいましたが、高齢の方だと途中でやめなくなる人もいるかと思います。フォローできる立場の人が周りにいてくれる環境があってもいいのではないかと思いますので、ぜひ考えていただければと思います。
高 橋 推 進 委 員	高齢になってきて体の具合が悪くなったり、後継者がいないということで、誰か借りる人はいないかという話が大半だと思います。その中で新規就農者や今まで営農していた人が経営拡張をして農業の発展に貢献したいという申請が多く見られました。今後も農地が荒れることのないよう活動を促進していきたいと思います。

野口 推進委員	明治地区の推進委員をしています。16号の法人が明治地区でも耕作しているということですので、見守っていききたいと思います。
議長	ありがとうございました。 それではお諮りします。議第43号について許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	全員異議なしと認められますので、議第43号農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決めます。 次に進みます。 議第44号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局	内容は1号、1件です。農地の所在、申請人、申請事由等については、記載の通りです。1号は、樫沢地区、畑地造成のための一時転用で、転用期間は3年間で予定しています。委員調査を実施しています。以上につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	それでは、調査委員の報告をお願いします。 1号について、8番伊藤委員から報告をお願いします。
伊藤委員	申請地、申請人、申請事由は、議案書記載の通りです。申請地はもともと田であり、隣接している南側及び西側の市道より60cmほど低く、水はけも悪い生産性の低い土地のため、農作業の効率化、生産性の向上を図るために、一時転用により盛土を行い、畑にしようとするものです。なお通常の畑地造成工事は、農地改良届出書の提出のみとなっておりますが、本案件は、規模等からそれを超える工期が予想されているため、一時転用による4条許可申請として受け付けております。造成後には畑にして、野菜などを植える計画です。造成工事事業者は、[REDACTED]です。具体的な申請地位置は、山形市樫沢コミュニティセンターから西へ650mの場所に位置する農地で農振農用地です。被害防除対策は汚水、生活雑排水は排出なし、雨水は地下浸透となっています。最上川中流土地改良区からの意見書を確認しております。造成費用については[REDACTED] [REDACTED]ということです。期間が長く、土をどう確保するのか、業者に聞きましたところ、山形市で実施する下水道工事の発生土をそこに利用するため、そんなに土量が出ないということで、このぐらいの工期になるということでした。調査の結果、畑地造成に伴う一時転用であるため、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長	ただいまの説明に対して皆さんから質問、意見はありませんか。
推 名 委 員	費用は [REDACTED] ですが、そこは業者にとってもメリットがあるわけですね。やはり残土置き場になるのが一番怖いものですから。間違いなく実行してもらえるのでしょうか。
伊 藤 委 員	間違いなく実行してくださいということでお話ししました。高いところで 60 cm ぐらい盛って表土を上げるということです。コンクリートなどは絶対に入れないでくださいと話をしたら、絶対しませんということでした。
石 川 委 員	下水道工事の発生土などは入れているのですか。
事 務 局	もちろん産業廃棄物にあたるようなものであれば使用できません。別の法律にも抵触することになります。業者側でも条件に合った土であるかを確認する必要があります。下水道の工事のものだからという括りではないかと思います。
会 代	農地改良で 1 度経験していますのでお話しします。水道・下水道工事から出てくる土は、家庭用の残土みたいな感じの土なので、かなりいい状態の土を入れてくれると思います。もっと大きな会社に頼めば短期間で終わるのですが、庭石のようなものをどんどん埋められることもある。設計図は必ず付けますので、その設計図通りにやってもらえるかというところを農業委員としては見ておかないといけないと思います。道路よりも 30 cm ぐらい高い仕上がりとして作って、だんだん地盤沈下して平らになるというように建設会社では見積もると思うのですが、1 メートルも高く盛られてしまう時もあります。設計図のとおりになってないため、元に戻すよう言われた業者もいるので、地区の農業委員の方は、設計図などをじっくりと見てもらいたいと思います。
金 子 委 員	この件に関して、申請者から何回か相談を受けました。1 年以内に終わらせてはどうかということで、当初計画をしていたのですが面積的に大きく、北側の住宅地や東側も土盛りをしているため雨水がかなり入ってくる。当初は田んぼをしていたのですが、仕事の関係上なかなかできず、もう 1 ヶ所あった田んぼの方も南沼原の方に貸し付けをしていることから、将来、畑にするのが良いのではないかとということでこのような話になりました。この場所は [REDACTED] 田んぼに行くときに通るところで、常に目をかけている場所であり、よろしくお願ひしたいと思います。
議 長	他にございますか。無いようですのでお諮りします。議第 44 号について、許可することに異議ありませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議第 44 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、許可することに決めます。 次に進みます。 議第 45 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	内容は、1 号から 8 号までの 8 件で、農地の所在、申請人、申請事由等は記載の通りです。 1 号は、楯山地区、隣接する宅地への進入路の拡張です。第 2 種農地相当と判断しています。 2 号は、南沼原地区、特定建築条件付き売買予定地での宅地分譲です。委員調査を実施しております。 3 号は、楯山地区、一般住宅の建築です。第 1 種農地相当と判断しています。 4 号は、村木沢地区、埋蔵文化財の調査に伴う仮設事務所及び資材置場への一時転用です。転用期間は 6 か月間を予定しております。農業振興地域内の農用地です。 5 号は、村木沢地区、転用目的は併用する宅地と合わせての一般住宅の建築です。第 1 種農地相当と判断しております。 6 号は、出羽地区、特定建築条件付き売買予定地での宅地分譲です。委員調査を実施しております。 7 号は、鈴川地区、一般住宅の建築です。第 2 種農地相当と判断しております。 8 号は、千歳地区、一般住宅の建築です。第 2 種農地相当と判断しております。 以上の 8 件につきまして、ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	それでは、調査委員の報告をお願いします。2 号案件について 9 番森田委員から報告をお願いします。
森 田 委 員	2 号の申請人及び内容は記載の通りです。譲受人は東根市内で不動産事業等を営む法人です。この度、事業収益を図るため、山形市内の沼木地区で宅地分譲を計画しました。当該地は閑静な場所でありながら、近隣にスーパー、ホームセンター、コンビニなどの店舗をはじめ、総合公園がある他、1.5 km 圏内には幼稚園や小学校などの教育施設もあることから、住環境として望まれています。また県道に近く、市街地へのアクセスも容易であることから、住宅用地として高い需要が見込めると考え計画地として選定しています。申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。被害防除対策については、汚水、生活雑排水は公共下水道で、雨水については宅地内は地下浸透、また敷地中央、東西に 6 m の道路が作られますが、その道路部分については、市道側溝へ接続します。法面の措置と

	して、かなりの坂になっていますので、高さ 2.25m の L 型擁壁を設置し、盛土 1.9m、切土 0.7m を行います。また、近傍農地の日照等に配慮するため、建物の高さを加減するとのことでした。開発許可、道路法 24 条の許可についても見込みがあります。歩道縁石の切り下げ及び集水桝を設置して、側溝の入れ替えも行うとのことでした。土地取得費は、 円、1 m² 当たり約 円、坪当たり約 円です。土地造成費は 円で、建築費は 円となっております。1 棟当たりの売買価格は、土地建物込みで平均 円ということです。建築条件付きの宅地分譲の実績については、山形市では今回初めてであり実績はありませんが、地元の東根市では、これまで概ね 1 年で事業完了してきたということです。調査の結果、許可相当と判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。
議 長	続きまして 6 号案件について、日下部委員お願いします。
日 下 部 委 員	申請人及び内容は記載の通りです。譲受人は山形市内で不動産業を営む法人です。この度、宅地化が進む漆山地区内の住宅の需要に対応すべく、同地区で宅地分譲を計画いたしました。交通の利便性を考慮し駅周辺で用地を検討した結果、駅に近接し地権者からも了承が得られたため、計画地として選定いたしました。申請地は漆山駅から北へ 250m の場所に位置する農地です。該当地から 300m 以内の範囲に鉄道の駅である漆山駅が存在することから、3 種農地と判断いたしました。被害防除対策について、汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は宅地内に地下浸透ということです。開発許可は、事前協議済みで見込みありということです。最上川中流土地改良区からの意見書もあります。併用地として、水路、防火水槽などがありますが、事前協議済みで、同意書取得の見込みがあります。防火水槽に関しては払い下げを受けて近くに消火栓を作る予定ということです。土地取得費は 円。1 m² あたり 円、1 坪あたり 円です。土地造成費は 円で、建築費は 円で 3 棟一緒です。1 棟当たりの販売価格は、面積に違いがあるため、土地・建物込みで 円から 円ぐらいの区画と 円から 円ぐらいの区画と見込んでいます。現地を見たところ、土地は荒らした状態のような田んぼでした。ちょうど後ろの方に水路があるのですが、水路との境もはっきり見えないような、相当荒れた状態ですが、境界はきちんと確認されており、そこに L 型擁壁を作っていく予定です。防火水槽があり、それを撤去して近くに消火栓を設置します。防火水槽ですと 50m ぐらいの範囲ですけれども、消火栓だと 100m ということで十分な範囲を消火対象とすることができます。調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。 (質問・意見なし)

議	長	無いようですのでお諮りします。議第 45 号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	全員異議なしと認め、議第 45 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、許可することに決します。 次に進みます。 議第 46 号農用地利用集積計画についてを上程します。 なお、議案中、10 番安達委員に関する案件がありますので、安達委員については、議事の参与を控えていただきます。それでは事務局の説明を求めます。
事 務 局		このたびは、農地中間管理事業による借入れもありますので、議案は、中間管理機構借り入れと分けて集計しております。 はじめに、農地中間管理事業以外の分についてです。まず利用権設定について、(1) 地目別設定面積、(2) 作物別設定面積の内訳は記載の通りです。筆毎の内容は 1 号から 23 号までの 23 件で、内容は記載の通りです。 次に、所有権移転について、(1)地目別設定面積の内訳は記載の通りです。内訳については、1 号から 2 号の 2 件で、内容は記載の通りです。 続きまして、農地中間管理事業による借入れ分についてです。このたびは、令和 6 年 2 月受付分の農地中間管理事業による「利用権設定」です。地目別設定面積、作物別設定面積等の内訳は記載の通りです。 農地中間管理機構が借り受けと同時に貸し付けを行うもので、農地の所在、貸付け人、借り受け人等、内容は記載の通りです。 農地中間管理機構の借受けが 274 号から 325 号までの 52 件、農地中間管理機構からの貸付けが 326 号から 365 号までの 40 件となっています。申請件数は合わせて 92 件で、所有者と実質的な借人の貸し借りは 55 件です。なお、山形市の農用地利用集積計画の公告日は、5 月 24 日金曜日の予定です。以上につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議	長	ただいまの説明に対し、質問・意見等ありませんか。 (質問・意見なし)
議	長	それではお諮りします。議第 46 号について、適当であることに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	全員異議なしと認め、議第 46 号農用地利用集積計画について、適当であるとの意見に決します。 次に進みます。 議第 47 号令和 6 年度畑地化促進事業の申請に係る協議ついてを上程します。それでは事務局の説明を求めます。
事 務 局	資料記載の農地について、事業申請にあたり、農水省事務連絡通知に従い、山形市農業振興協議会会長、及び寒河江市農業再生協議会長より農業委員会の意見を求められております。事業の内容等について、本日は、山形市農政課よりお越しいただいておりますので、説明をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。
議 長	認めます。それでは、山形市農政課の説明を求めます。
農 政 課	令和 6 年度畑地化促進事業の申請に係る協議について説明させていただきます。別冊資料に基づいて説明させていただきたいと思います。最初のページは農業委員会への依頼文になります。次のページは寒河江市の再生協議会からの依頼文になるのですが、今回は寒河江市にお住まいの方で、山形市に農地がある方からの畑地化の申請もありますので、その方についての意見もいただきたいということで依頼文が来ております。令和 6 年度の畑地化についてのスケジュールは、一番最後に資料の方をつけさせていただきました。別冊資料の 1 ページ目から 4 ページまでは、この 1 月から 2 月にかけて要望調査をしたときの要望のあった方のリストになります。人数は 48 名で、農地の件数は 112 件になります。取り下げについては、4 名の方で 7 件取下げがあり、現在申請予定の方は 44 名で 112 件になります。後ろの方に地図がついていますが、地図の上の方に番号がついており、これは先ほどの 1 ページから 4 ページの左の方のナンバーと符合することになりますので、見る際には合わせて見ていただければと思います。最後に 46 ページ、47 ページが寒河江市の方からの申請の内容ということになります。説明は以上になります。よろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
阿 部 委 員	別表の作付面積と畦畔を含む本地面積の差というのはどういうことなのでしょう。作物によってもまちまちみたいなのですが、何か基準があるということなのでしょう。
農 政 課	例えば 1 ページ目の 1 番の農地について、畦畔を含む本地面積が ㎡、作付面積が ㎡となっているのですが、備考にあります通りハウスになります。ハウスの面積が作付面積ということになります。本地面積との差の分については周りのところで、対象となる作物が作付されていないところです。

阿 部 委 員	作物によって何か基準があるのですか。通路などは除外するというのは分かるのだけど、例えば啓翁桜だとほとんどが歩くところだから少ないということですか。
議 長	転作の野帳の本地面積と転作する面積が書いてあります。その転作する面積が基準になっています。
農 政 課	先程取り下げ後の件数を、44 名 112 件と申し上げたのですが、正確には 44 名、105 件ですので訂正をお願いします。
長 澤 委 員	現場確認は必ず行うのですか。
農 政 課	農政課で全部確認することになります。
長 澤 委 員	作物によっては、収穫時期が遅いものや早いものがあるけど、その辺は調整しながら確認するということですか。
農 政 課	例年の転作確認の方法で確認していきます。
金 子 委 員	運営委員会で申し上げた寒河江市の件はどうなったのか、ちょっとお聞かせいただければと思います
議 長	一番最後のページに寒河江市から要請のあった案件がありますが、その件について、運営委員会で、現況はどうなのかということで話になり、農政課で確認してもらうということになっておりましたので、今から報告いただくということでよろしくお願いします。
農 政 課	実際に畑があって、作物が作付けされていることは確認してきました。該当については、これから寒河江市で確認してくということ。畦畔と水路についても、寒河江市で判断することになってくると思います。
議 長	他にありませんか。それではお諮りします。 議第 47 号について、意見なしとすることに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議第 47 号令和 6 年度畑地化促進事業の申請について、意見なしとして回答いたします。 ここで、山形市農政課の方にはご退出いただきます。 これで議事を終了します。 次に、報告事項について、事務局から報告願います。
事 務 局	続いて、報告事項です。

		先に議案書を送付しておりますので、報告事項について、案件名と件数を読み上げさせていただきます。 報告事項（１）、農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理については、１号から２１号まで２１件を受理しております。 報告事項（２）、農地法第４条届出書の受理については、１号から５号まで５件を受理しております。 報告事項（３）、農地法第５条届出書の受理については、５０号及び１号から８号まで９件を受理しております。 報告事項（４）、農地法第１８条第６項の規定による通知の受理は、１号から３８号まで、３８件を受理しております。 報告事項（５）、農地改良届出書の受理については、１号から１０号まで、１０件を受理しております。 報告事項（６）、農地改良完了報告書の受理については、１号から５号まで、５件を受理しております。 報告事項（７）、農地法第４条の規定による許可については、７号、１件について許可証を交付しております。 報告事項（８）、農地法第５条の規定による許可については、８４号か９３号の９件について許可証を交付しております。 報告事項（９）、非農地証明の交付については、１号、１件について証明書を交付しております。 報告事項は以上でございます。
議 長		次に６連絡事項 について、事務局よりお願いします。
事 務 局		（１）次回の総会（定例）について：令和６年６月１３日（木） （２）次回の委員調査について：令和６年６月１１日（火） 調査委員は、１０番安達良一委員、１３番安孫子忠善委員となります。
議 長		次に７その他について、事務局よりお願いします。
事 務 局		（１）令和５年度 推進委員等の最適化活動の点検・評価について （活動年度の点検評価の内容について資料に基づき説明。）
議 長		ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。 （質問・意見なし）
議 長		何もなければ、これで第１２回総会を終了します。 （閉会午後３時４４分）

以上、議事のてん末を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長 ..

議事録署名委員 ..

議事録署名委員 ..

